- 保険料について -

ひと月の保険料は下記の①～③（③は該当者のみ）を合算した金額です

組合員種別	①医療分	②後期高齢者 支援金分	③介護分 （40～64 歳）
第 1 種組合員 （医師）	※ 下記参照	5,000 円	5,500 円
第 2 種組合員 （従業員）	10,500 円		
組合員家族	7,000 円		

第 1 種組合員（医師）医療分保険料：

「平等割 20,000 円」と前年の医業所得額・給与所得額により決定された等級による「所得割」を合算した金額が医療分保険料です

等級	医業所得 万円以上・万円未満	所得割 （円）	第 1 種組合員 ①医療分保険料 平等割 ＋ 所得割 （円）
1	400 万円未満	－	**20,000**
2	400 ～ 800	4,000	**24,000**
3	800 ～ 1,200	8,000	**28,000**
4	1,200 ～ 1,600	12,000	**32,000**
5	1,600 ～ 2,000	16,000	**36,000**
6	2,000 ～ 2,400	20,000	**40,000**
7	2,400 万円以上	24,000	**44,000**
特例	個人病院、法人病院及び法人診療所の開設者、 管理者である第 1 種組合員は 7 級とする。		

※ 第 1 種組合員の①医療分保険料以外の保険料はすべて定額です（収入等による変動はありません）

※ 保険料額は平成 30 年（2018 年）度の改定以降、現在まで変更はありません
変更が生じる場合には事前にホームページ等でお知らせします

保険料の算定：

月単位で行います。保険料は資格取得日の属する月（加入月）から算定し、資格喪失日の属する月（脱退月）は算定しません。加入日が 1 日でもあればその月から保険料が発生しますが、月の末日に脱退してもその月の保険料は発生しません。

介護保険料：

40 歳以上の方が対象となりますが、医師国保で徴収するのは 40 歳～64 歳の方のみです。65 歳以上の方についてはお住いの市町村が徴収します。

後期高齢者支援金分保険料：

後期高齢者医療制度を支えるため、年齢にかかわらず被保険者全員が負担する保険料です。

保険料の納付：

毎月 23 日頃、県医師会費等とともに加入者全員（第 1 種組合員・第 2 種組合員・組合員家族）分をまとめた金額が、第 1 種組合員の指定口座より引去りされます。

保険料納入額通知書：

第 1 種組合員（医師）については、1 月から 12 月までにお支払いいただいた保険料額の通知書を翌年 1 月にお送りします。確定申告の際にご利用ください。